

厚生労働省発表
平成17年7月15日

担当	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課 課長 麻田 千穂子
	育児・介護休業推進室長 平野 良雄
	課長補佐 西村 小夜子
	電話 03-5253-1111 (内線7864) 夜間直通 03-3595-3275

「一般事業主行動計画策定届」の届出状況（6月末現在）について

- ・ 3分の1以上の都道府県で行動計画策定届の届出率が8割を上回る
- ・ 全国の届出率は約6割
- ・ 届出企業の4社に1社が認定を目指す

「次世代育成支援対策推進法」に基づく、全国の企業からの一般事業主行動計画を策定した旨の届出状況は6月末現在で次のとおりである。

1. 6月30日現在における全国の「一般事業主行動計画策定届」届出状況をみると、

届出企業数	8,264社
うち 301人以上企業数	7,453社
300人以下企業数	811社

 301人以上企業数は、12,531社であり、301人以上企業の届出率は約6割(59.5%)である。
2. 届出企業のうち、認定申請予定有りとしている企業数は、
 301人以上企業で1,808社(届出企業の24.3%)
 300人以下企業では、262社(届出企業の32.3%)
 であり、届出企業の4社に1社が認定を目指している。
3. 都道府県別の届出状況をみると、301人以上企業の届出率は最高で96.9%、最低で42.6%とばらつきがみられるが、80%以上が16道県と全国の3分の1を超えており。
 一方で、首都圏など、一部の地域で届出率が低くなっている。

都道府県別的一般事業主行動計画策定届の提出状況(平成17年6月末現在)

	管内の常時雇用労働者 301人以上の企業数 (A)	一般事業主行動計画策定 届提出企業数	内、常時雇用労働者 301人以上の企業数 (B)	届出率	
					((B)/(A)×100)%
1 北海道	349	317	292		83.7%
2 青森県	88	91	85		96.6%
3 岩手県	88	74	58		65.9%
4 宮城県	175	146	130		74.3%
5 秋田県	78	51	42		53.8%
6 山形県	80	85	76		95.0%
7 福島県	128	132	124		96.9%
8 茨城県	180	157	142		78.9%
9 栃木県	107	98	89		83.2%
10 群馬県	123	128	116		94.3%
11 埼玉県	343	171	146		42.6%
12 千葉県	274	194	180		65.7%
13 東京都	3,988	1,842	1,699		42.6%
14 神奈川県	640	330	299		46.7%
15 新潟県	205	172	148		72.2%
16 富山県	96	89	74		77.1%
17 石川県	117	100	83		70.9%
18 福井県	59	55	37		62.7%
19 山梨県	48	37	32		66.7%
20 長野県	181	154	146		80.7%
21 岐阜県	143	127	104		72.7%
22 静岡県	283	193	171		60.4%
23 愛知県	773	436	411		53.2%
24 三重県	110	82	71		64.5%
25 滋賀県	62	65	53		85.5%
26 京都府	230	137	124		53.9%
27 大阪府	1,200	927	859		71.6%
28 兵庫県	417	325	290		69.5%
29 奈良県	48	48	41		85.4%
30 和歌山县	34	33	24		70.6%
31 鳥取県	38	34	27		71.1%
32 島根県	41	44	38		92.7%
33 岡山県	158	106	90		57.0%
34 広島県	290	167	150		51.7%
35 山口県	94	90	78		83.0%
36 徳島県	34	32	22		64.7%
37 香川県	91	103	83		91.2%
38 愛媛県	117	117	107		91.5%
39 高知県	41	32	28		68.3%
40 福岡県	433	286	271		62.6%
41 佐賀県	44	47	41		93.2%
42 長崎県	75	70	62		82.7%
43 熊本県	123	99	93		75.6%
44 大分県	58	50	47		81.0%
45 宮崎県	58	43	39		67.2%
46 鹿児島県	110	88	75		68.2%
47 沖縄県	79	60	56		70.9%
合 計	12,531	8,264	7,453		59.5%

(参考 1)

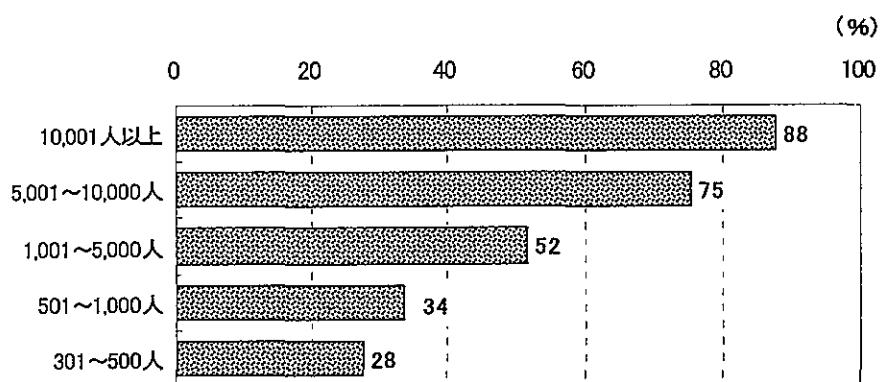
企業規模別、産業別の届出状況及び行動計画の内容

1. 企業規模別、産業別的一般事業主行動計画策定届の届出状況

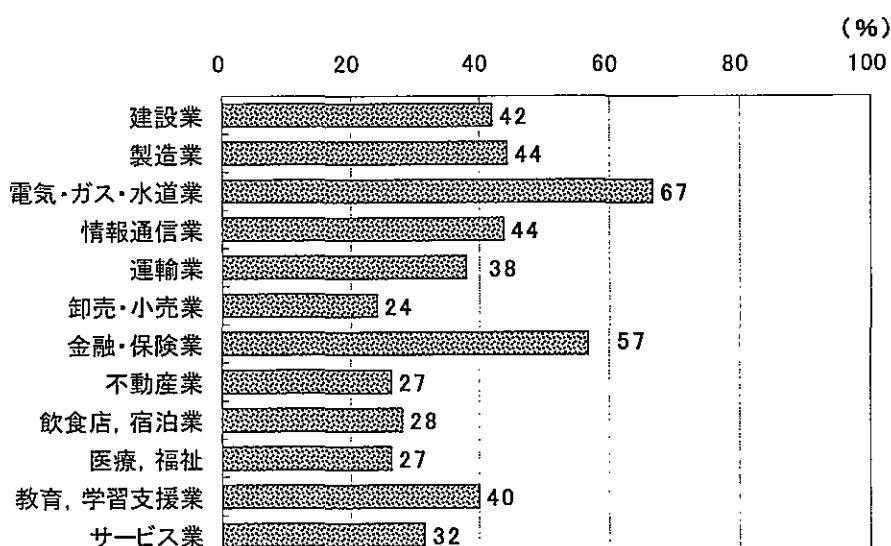
6月17日現在、東京労働局に届出済みの301人以上企業(1,653企業)の規模別、産業別の状況を見ると以下のとおりである。

企業規模別では、大企業ほど、届出率は高くなっている。産業別では電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業で高くなっている。(第1図、第2図)

第1図 規模別届出企業割合



第2図 産業別届出企業割合



(注)農業、林業、漁業、鉱業は義務のある企業数がゼロまたは少数のため表示していない。サービス業は複合サービス事業、サービス業(他に分類されないものの)の計である。

2. 一般事業主行動計画の内容について

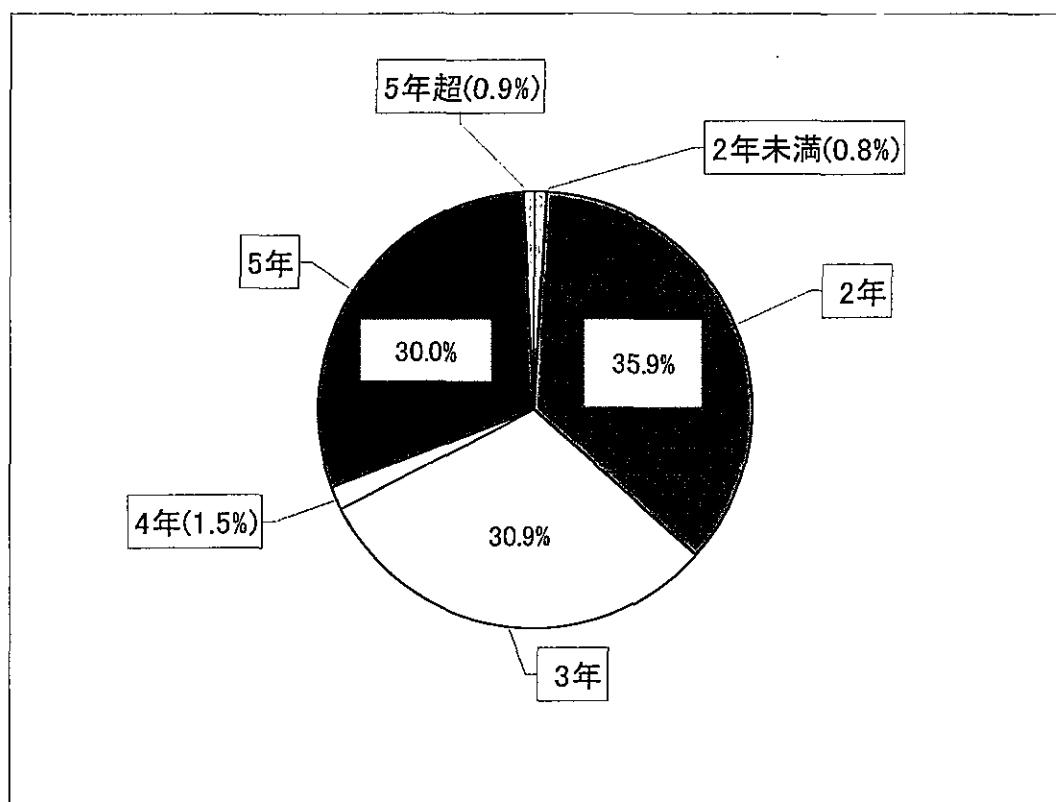
4月末日までに東京労働局に届け出られた行動計画策定届（1,192企業）に記載されている計画期間及び計画の目標として取り上げられている主な事項をみると以下のとおりである。

計画期間については、2年とする企業の割合が35.9%と最も多くなっている。

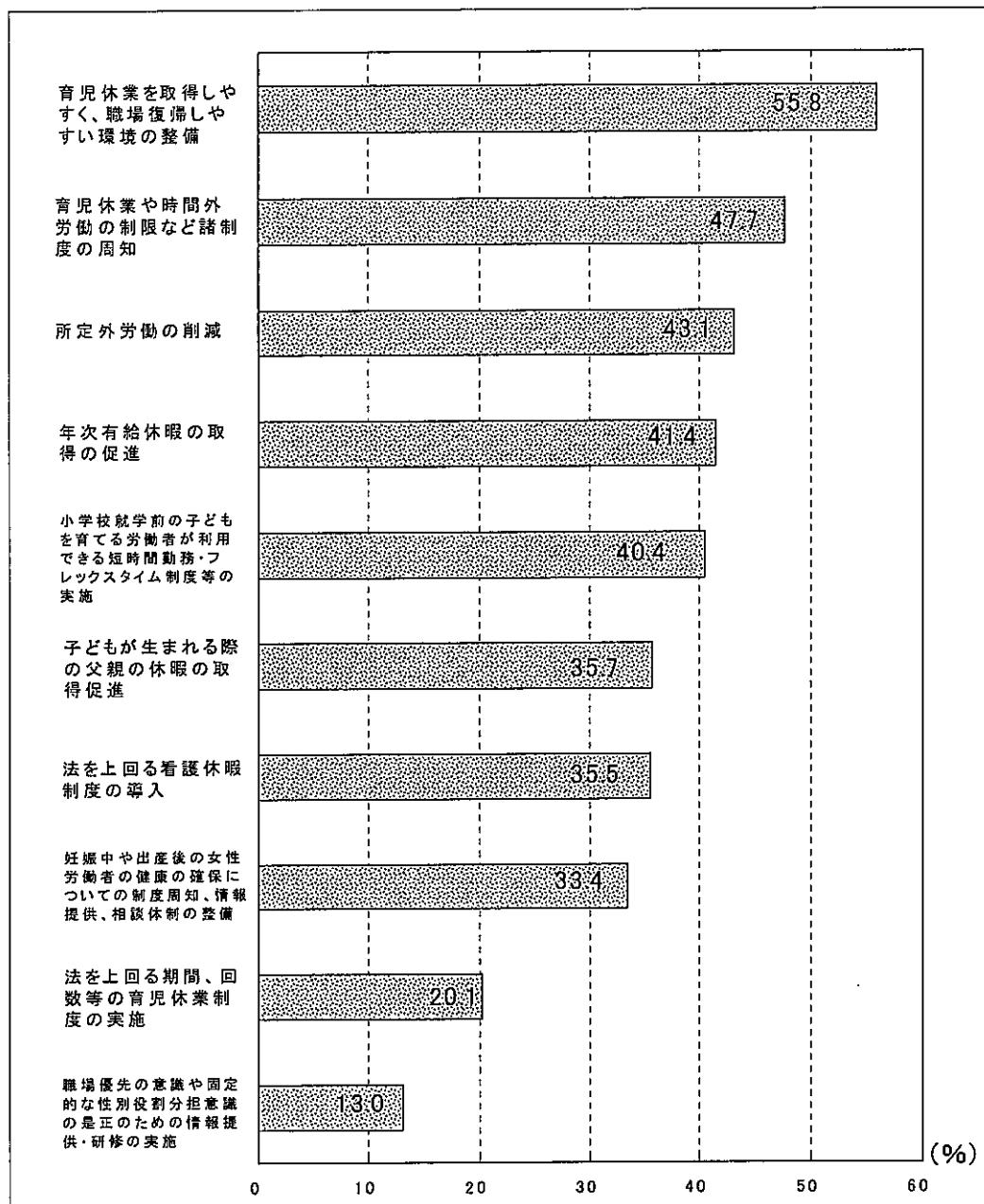
行動計画の目標として取り上げられている事項は、「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」が最も多く、次いで、「育児休業や時間外労働・深夜業の制限など諸制度の周知」が多くなっている。

（第3図、第4図）

第3図 計画期間別企業割合



第4図 行動計画の目標として取り上げられている主な事項別企業割合



(注)行動計画においては、複数の目標を掲げることが可能である。

(参考2)

- 「次世代育成支援対策推進法」では、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育てとの両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出なければならないことになっている。（300人以下の労働者を雇用する事業主については努力義務）

次世代育成支援対策推進法（抄）

（一般事業主行動計画の策定等）

第12条

国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。